



福医第1941号
平成24年10月23日

○ (社)沖縄県歯科医師会長
沖縄県歯科技工士会長 殿

沖縄県福祉保健部医務課長



歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行及び歯科技工所における
歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について(通知)

みだしのことについて、平成24年10月2日付け医政発1002第1号及び同日付
け医政発1002第4号にて、厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありま
すので送付致します。

つきましては、内容を御了知の上、貴会員及び関係機関へ御周知頂きます
ようお願い致します。

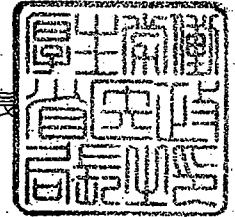
沖縄県福祉保健部医務課
医務看護班 仲地 みゆき
mail : nakachmi@pref.okinawa.lg.jp
TEL : 098-866-2169
FAX : 098-866-2714



医政発 1002 第 4 号
平成 24 年 10 月 2 日

各
〔 都道府県知事
保健所を設置する市の市長 殿
特別区区長 〕

厚生労働省医政局長



歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について (通知)

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令 (平成 24 年厚生労働省令第 145 号。以下「改正省令」という。) が本日公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

改正省令の施行に伴い、「歯科技工所の構造設備基準及び歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」(平成 17 年 3 月 18 日付医政発 0318003 号医政局長通知) を平成 25 年 4 月 1 日に廃止し、新たに別紙のとおり、「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」を定め、同日より施行することとしたので、十分御了知の上、関係者に対する周知等その円滑な施行について御配慮を願いたい。



歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針

1. 目的

この指針は、歯科技工所における歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理に関する事項を定めることにより、歯科補てつ物等の質の確保を図ることを目的とする。

2. 定義

- 1) この指針で「開設者」とは、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21条第1項に規定する歯科技工所を開設した者をいう。
- 2) この指針で「管理者」とは、歯科技工士法第22条に規定する歯科技工所の管理者をいう。なお、管理者は、歯科技工に係る実務経験を5年以上有する者が望ましい。
- 3) この指針で「歯科補てつ物等」とは、歯科技工所で作成し、修理し又は加工される歯科補てつ物、充てん物又は矯正装置をいう。
- 4) この指針で「作成等」とは、歯科技工士法第2条に規定する「特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し又は加工すること」をいう。
- 5) この指針で「指示書」とは、歯科技工士法第18条に規定する歯科医師の指示書をいう。

3. 開設者の義務

開設者は、管理者が業務を遂行するに当たり、支障が生ずることのないようにしなければならない。

4. 指示書に基づく作成等管理及び品質管理に関する文書

- 1) 開設者は、指示書に基づく歯科補てつ物等の作成等ごとに、以下の事項について記載した歯科技工録を作成しなければならない（なお、歯科技工録については、別添の表1及び表2を参考にするとし、番号、日付、氏名等を記載するなど、指示書を容易に特定できるものであること）。ただし、当該歯科補てつ物等に係る作成等工程の一部を指示書に基づき他の開設者の歯科技工所に行わせる場合においては、自ら行う作業工程に係る事項のみを記載することをもって足りるものとする。
 - ① 作成等に用いる模型等と指示書とを発行した歯科医師から受託した年月日
 - ② 患者の氏名
 - ③ 作成等部位及び設計
 - ④ 作成の方法（作成等手順）
 - ⑤ 使用材料（使用主材料の品名ならびにロットもしくは製造番号）
 - ⑥ 歯科補てつ物等の工程管理に係る業務を管理した記録
 - ⑦ 歯科補てつ物等の最終点検及び検査を完了した年月日
 - ⑧ 歯科補てつ物等を委託した歯科医師等に引き渡した年月日

⑨ その他必要な事項

- 2) 開設者は、5. から9. までの規定する工程管理、点検・検査、苦情処理等、自己点検及び教育訓練の手順に関する文書(以下「手順書」という。)を作成しなければならない。ただし、当該歯科補てつ物に係る作成等工程の一部を他の開設者の歯科技工所に行わせる場合においては、自ら行う作成等工程に係る事項のみを記載することをもって足りるものとする。
- 3) 開設者は、歯科技工録を指示書とともに作成の日から2年間保存すること。なお電磁的保存等に係る基準については指示書に準ずるものとする。
- 4) 開設者は、都道府県知事及び医療機関等から歯科技工録の開示の求めがあった場合には、速やかに提示することができるよう整備しておくこととする。

5. 工程管理

開設者は、管理者に、歯科技工録及び手順書に基づき、以下の歯科補てつ物等の工程管理に係る業務を適切に管理させなければならない。

- 1) 指示書に基づき、適正な方法による作成等を行うこと。
- 2) 管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行うこと。
- 3) 構成部品等(歯科補てつ物などの作成等に使用されるもの、原料、材料、中間物及び歯科補てつ物等をいう。以下同じ。)及び作成等用材料物質を適正に保管し、出納を行い、及びその品名並びにロット又は製造番号等記録を作成すること。
- 4) 歯科技工録に関する記録を作成すること。
- 5) 構造設備の保守点検を行い、その記録を作成すること。
- 6) 作成等工程において、歯科補てつ物等の質に影響を及ぼす環境上の条件について点検を行い、その結果を記録すること。
- 7) 3)から5)までの記録、あるいはその工程管理に際しては、守秘義務に十分に留意すること。
- 8) 3)から6)までの記録により、作成等工程管理が適切に行われていることを確認すること。
- 9) 3)から6)までの記録を本指針4. 1)⑥として記録すること。

6. 歯科補てつ物等及び機器の点検・検査

開設者は、管理者に、歯科技工録及び手順書に基づき、以下の歯科補てつ物等及び機器の点検・検査に係る業務を適切に管理させなければならない。

- 1) 歯科補てつ物等の点検及び記録の保存に必要な設備及び器具を備えていること。
- 2) 適正な方法により構造設備及び機器の点検・検査を行うこと。なお、歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上必ず実施すること。
- 3) 構成部品等を定期的に点検・検査し、これを記録すること。
- 4) 2)に掲げる記録を作成の日から2年間保存すること。

7. 苦情処理等

開設者は、管理者に、歯科補てつ物等の品質等に関して当該委託歯科医師又は当該歯科医師を経由して特定人から苦情があった場合、又は歯科補てつ物等の品質等に問題があると認められた場合には、手順書に基づき、次に掲げる事項により適切に管理させなければならない。

- 1) 当該委託歯科医師からの苦情又は当該歯科医師を経由した特定人からの苦情に対しては、歯科技工録を点検し、原因を究明するとともに、作成等管理及び品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
- 2) 当該歯科技工所に起因した歯科補てつ物等の品質等に関する問題に対しては、その原因を究明し、作成等管理及び品質管理に関する改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
- 3) 1)又は2)の後に歯科技工録を点検し、原因究明の結果及び改善措置を記載した苦情処理記録等を作成し、当該委託歯科医師に報告すること。
- 4) 3)の記録は、3)で当該委託歯科医師等に報告した年月日とともに本指針 4. 1)⑥として記録すること。

8. 自己点検

- 1) 開設者は、管理者又はあらかじめ指定した者に、手順書に基づき、次に掲げる業務を適切に管理させなければならない。
 - ① 当該歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等管理及び品質管理について定期的に自己点検を行うこと。
 - ② 自己点検の結果を管理者に対して報告すること。
- 2) 管理者は、自己点検の結果に関して、自己点検が適切に行われていることを確認しなければならない。
- 3) 開設者は、定期的な自己点検の結果を管理者から聴取し、作成等管理及び品質管理に関する改善が必要な場合には、所要の措置を講じなければならない。

9. 教育訓練

開設者は、手順書に基づき、次に掲げる事項を適切に行わなければならない。

- 1) 管理者は、関係機関、関係団体等が開催する研修会等を積極的に受講すること。
- 2) 作成等管理に関する教育訓練を計画的に実施すること。
- 3) 開設者は、教育訓練の実施の記録を管理者及び従業者ごとに作成し、その作成の日から2年間保存すること。

10. 指示書に基づき作成等工程が2以上の歯科技工所にわたる作成等

- 1) 指示書に基づき歯科補てつ物等の作成等工程の一部を他の開設者(以下「二次受託者」という。)の歯科技工所に引き継ぐ開設者(以下「一次受託者」という。)は、当該二次

受託者と当該作成等工程における作成等管理及び品質管理の適切な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

- ① 当該分担工程の範囲
 - ② その作成等に関する技術的条件
 - ③ 引継ぎ時における、委託歯科医師による指示について二以上の管理者による確認及び品質管理・点検の方法
 - ④ その他、歯科補てつ物等の作成等の作成等管理及び品質管理の適切な実施を確保するために必要な事項
- 2) 一次受託者及び二次受託者は、双方の取決め事項を歯科技工録又は手順書に記載しなければならない。
- 3) 指示書に基づき作成等工程が2以上にわたる歯科技工所のすべての管理者は、委託歯科医師及び2以上にわたる歯科技工所管理者の間の連絡を密にし、共同して歯科補てつ物等の質の確保を図るものとする。

表1 歯科技工録(歯冠補てつ物の標準的作成工程・作業チェック項目・評価表)

	治療内容	作業製作工程	作業チェック項目	評価
1	初診(診 査・診断)	歯科技工受託	受託年月日	平成 年 月 日
	概形印 象	石膏注入	印象面の変形・気泡 模型材の種類 混水比	変形()・気泡() 普通石膏()・硬石膏()・ 超硬石膏()・その他() 小()・標準()・大()
	指示書	研究模型	模型の形態	指示内容確認()
2	支台歯形 成			
	指示書	暫間被覆冠	部位・形態・咬合関 係・色調	指示内容確認()
		個人トレー・ 個歯トレー	外形・ハンドル位 置・スペーサー	指示内容確認()
3	印象採得 (精密印 象)			
			印象面の変形 支台歯形成面・残存 歯部の気泡 形成辺縁部の明示	変形() 支台歯部気泡()・残存歯部 気泡() 辺縁部明示()
		模型材注入	模型材の種類 混水比	硬石膏()・超硬石膏()・ その他() 小()・標準()・大()
4	咬合採得			
	指示書		設計(種類)・使用材	指示内容確認()

			料・納品日・担当医	
		作業模型	模型の種類 歯型辺縁部の明示 辺縁部のトリミング	可撤性()・副模型()・単 純() 辺縁部明示() トリミング()
		咬合器付着	使用咬合器の種類 チェックバイトの トリミング 咬合器付着の浮き 上り 歯型の咬合クリア ランス等	咬合器() トリミング() 残存歯部咬合接触状態() クリアランス()
		蠟型採得	解剖学的・臨床的歯 冠形態の付与 咬合接触関係 隣在歯接触関係 辺縁部の適合性	形態() 咬合関係() 隣在歯関係() 適合性()
		埋没・鑄造	鑄型材の種類 混水比 加熱スケジュール 合金の種類・使用量 鑄造体の点検	クリストバライト系・ノー マル()・急速()・その他 () 小()・標準()・大() ファーネス温度・時間設定 () 合金()・その他() 鑄巢()・バリ()・鑄込み 不足()・表面あれ()

		研磨	研磨材料・術式	研磨材()・研磨術式()
		製作物の点検	最終点検	指示内容確認() 形態()・咬合接触関係()・隣在歯接触関係() 辺縁部適合性()・表面滑沢性()
		洗浄・消毒	洗浄・消毒	洗浄・消毒()
		点検・検査		検印()・点検・検査日：平成 年 月 日
			指示書の保管	指示書()
		引渡し	引渡し年月日	平成 年 月 日
5	クラウン 試適(仮着)			
6	クラウン 装着 予後経過 観察		作業模型の保管	作業模型()

表2 歯科技工録(有床義歯の標準的作成工程・作業チェック項目・評価表)

	診療室治療工程	技工室作業製作工程	作業チェック項目	評価
1	初診(診査・診断)	歯科技工受託	受託年月日	平成 年 月 日
	概形印象	模型材注入	印象面の変形・気泡 模型材の種類 混水比	変形()・気泡() 普通石膏()・硬石膏()・ 超硬石膏()・その他() 小()・標準()・大()
	指示書	研究模型	模型の形態	指示内容確認()
		個人トレー	外形線・ハンドル位置・スパーサー 辺縁の厚さ・辺縁の形態	指示内容確認()
2	印象採得(精密印象)			
	指示書	印象面の点検	印象面の変形・気泡	変形()・気泡()
		石膏注入	模型材の種類 混水比	普通石膏()・硬石膏()・ 超硬石膏()・その他() 小()・標準()・大()
		作業模型 咬合床 咬合堤	模型の種類 基礎床の種類・大きさ・形態 蠟堤の高さ・幅	スプリットキャスト法()・ チェックバイト法() 基礎床()・大きさ()・ 形態() 蠟堤()・高さ()・幅()

3	咬合採得 フェースボウトランスファー			
	指示書		設計・使用咬合器・納品日・担当医	指示内容確認()
		咬合器付着 チェックバイト 上顎模型付着 下顎模型付着 ゴシックアーチ描記装置取り付け	使用咬合器の種類 チェックバイトのトリミング	咬合器選択() チェックバイト() フェースボウ取り付け()・上顎模型付着() インサイザルガイドピンの接触()・下顎模型付着() ゴシックアーチトレーサー取り付け()
4	ゴシックアーチ描記 咬合採得 人工歯選択	咬合器再付着 チェックバイト	石膏の種類 チェックバイトの点検	硬()・超硬() 咬合器装着() 人工歯選択()
	指示書		内容・納品日・使用材料(人工歯)・咬合様式	指示内容確認()
		人工歯排列	人工歯排列	歯軸()・0J、0B()・歯列弓()・歯槽頂間線法則()・調節彎曲()・咬合接

				触()・舌房()
		歯肉形成	歯肉形成	床外形()・辺縁形態()・ 研磨面形態() 歯頸線()・鼓形空隙()
5	試適	蝟義歯	蝟義歯(口腔内・顔 貌に対する調和)	歯列弓の形態と位置()・調 節彎曲()・咬合接触()・ 歯肉形成()・顔貌との調和 ()
	指示書		設計内容・納品日・ 使用材料(床材料・ 金属)・維持装置の 種類・連結子の種 類・重合法	指示内容確認()
		テンチのコ ア(全部床義 歯)	蝟義歯の安定	テンチのコア()(全部床義 歯)
		維持装置・連 結装置の製 作	サーベイング	ブロックアウト()・リリー フ()・ポストダム()
		耐火模型 の製作	複印象	印象材選択()
			耐火模型材の種類	耐火模型材()・混水比()
		蝟型採得	維持装置・連結装置 の蝟型	形態()・位置()
		埋没	埋没材の種類	埋没材()・混水比()
		鑄造	鑄造用合金の種類	鑄造用合金()
			加熱スケジュール	ファーネスの温度()・時間 設定()
			鑄造体の点検	鑄巣()・バリ()・鑄込み

				不足()・表面あれ()
		線鉤・既製 バー屈曲	鉤・バーの種類	形態・サイズ選択()
		研磨	研磨材料・術式	研磨剤()・研磨術式()・ 滑沢度()
		鑲着・溶接	埋没材・鑲材の種類 ・溶接器の種類	埋没材()・混水比()・鑲 材()・溶接器の設定()
		作業模型 への試適	維持装置・連結装置 の点検	形態()・適合性()・維持 力()・咬合関係()
		蠟義歯の埋 没	埋没法・埋没材の種 類	埋没方法()・埋没材選択 ()・混水比()
		床用材の填 入	床用材の種類・填入 方法	床用材の選択()・填入操作 ()
		重合	重合方法	重合方法選択()・重合時間 ()・重合温度()・冷却法 ()
			重合の点検	重合状態()・重合欠損部 ()・気泡()
			義歯及び作業模型 の破損	義歯の破損()・作業模型の 破損()
			咬合器再付着	石膏の種類()・混水比 ()・咬合器付着()
			選択削合・自動削 合・形態修正	咬合接触()・形態()
		研磨	研磨材料・術式	研磨材()・研磨術式()・ 滑沢度()
		義歯の点検	最終点検	指示内容確認()
				辺縁形態()・咬合接触関係 ()・粘膜面の突起物()

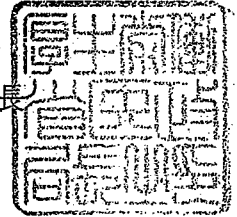
				気泡()・亀裂()・表面滑沢性()
		洗浄・消毒	洗浄・消毒	洗浄・消毒()
		点検・検査		検印()・点検・検査日：平成 年 月 日
			指示書の保管	指示書()
		引渡し	引渡し年月日	平成 年 月 日
6	義歯試 適・調整			
7	義歯装着 予後経過 観察		作業模型の保管	作業模型()



医政発 1002 第 1 号
平成 24 年 10 月 2 日

各
〔 都道府県知事
保健所を設置する市の市長 殿
特別区区長 〕

厚生労働省医政局長



歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 145 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者に対する周知等その円滑な施行について御配慮を願いたい。

記

第 1 歯科技工士法施行規則の一部改正

1. 改正の趣旨

歯科医療技術の進展やインターネットの普及等に伴い、補てつ物の委託過程、製作過程及び歯科材料の流通過程が多様化してきていることから、より安心して安全な歯科医療を確立していくために、歯科医療の用に供する歯科補てつ物の作成過程等を追跡・把握する体制を確保することが必要となっている。

このため、歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 12 条に規定されている歯科技工指示書（以下「指示書」という。）の記載事項について、患者や歯科技工所を識別することができるよう見直しを行うこととした。

また、歯科技工所の構造設備が満たすべき基準（以下「構造設備基準」という。）については、「歯科技工所の構造設備基準及び歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」（平成 17 年 3 月 18 日付け医政発 0318003 号厚生労働省



医政局長通知)で示しているところであるが、構造設備基準の更なる遵守の徹底を図るため、当該内容を新たに施行規則に規定することとした。

2 改正の内容

(1) 歯科技工指示書の記載事項(施行規則第12条関係)

歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第18条に規定されている指示書の記載事項について、以下の見直しを行うこととしたこと。

ア 新たに「患者の氏名」を記載することとしたこと。

イ 「歯科医師の住所及び氏名」に代えて、「歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地」を記載することとしたこと。

ウ 歯科技工所の「名称」に加えて、「所在地」を記載することとしたこと。

(2) 歯科技工所の構造設備基準(施行規則第13条の2関係)

歯科技工所の構造設備基準を施行規則に規定することとしたこと。具体的には、次の基準のいずれにも適合するものでなければならないとしたこと。

ア 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。

イ 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。

ウ 手洗設備を有すること。

エ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。

オ 安全上及び防火上支障がないよう機器が配置でき、かつ、10平方メートル以上の面積を有すること。

カ 照明及び換気が適切であること。

キ 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

ク 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。

ケ 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。

コ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。

サ 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。

シ 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

なお、「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」は次のとおりであること。

防音装置、防火装置、消火器、照明設備、空調設備、給排水設備、石膏トラップ、空気清浄機、換気扇、技工用実体顕微鏡(マイクロスコープ)、電気掃除機、分別ダストボックス、防塵用マスク、模型整理棚、書籍棚、救急箱、吸塵装置(室外排気が望ましい)、歯科技工作業台、材料保管棚(保管庫)、薬品保管庫

3 施行期日等

改正省令については、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。ただし、改正省令の施行の際現に発行されている改正前の歯科技工士法施行規則第 12 条に定める事項を記載した指示書は、改正後の歯科技工士法施行規則第 12 条に定める事項を記載した指示書とみなすこととしたこと。

第2 その他

歯科技工士は、歯科技工の委託を受ける際には、歯科医師等の確認に資するよう、「歯科技工所の開設届出に関する証明書等について」(平成 23 年 11 月 11 日付け医政歯発 1111 第 1 号厚生労働省医政局歯科保健課長通知)等を活用の上、歯科技工士法第 21 条第 1 項に定める届出が行われている旨を明示することが望ましいものであること。